

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 福振会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福振会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費、慶弔金等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程における役員とは、理事、監事をいう。

- 2 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として現金で支払われるものである。

## (基本原則)

第3条 役員等は、定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 役員等の報酬等は、法人本部予算の中から支払うものとする。

## (報酬の体系)

第4条 役員等の報酬等は、会議出席報酬（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会等）、研修出席報酬、監事監査業務報酬、その他理事長から命じられた業務等で構成する。

- 2 会議出席報酬、研修出席報酬は、役員等が会議及び研修等に出席するときに支給する。
- 3 監事監査業務報酬は、監事が監査を行ったときに支給する。
- 4 役員等が会議及び研修に出席する日以外の日に、法人及び施設運営の業務を理事長から命じられたときに報酬を支給することができる。

## (報酬の額)

第5条 役員等の会議出席報酬、研修出席報酬、監事監査業務報酬は、別表1のとおりとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬の上乗せはないものとする。

- 2 会議出席報酬及び監事監査業務報酬は、出席の都度支給するものとする。ただし、交通費は支給しない。
- 3 研修出席報酬は、研修終了後速やかに支給するものとする。
- 4 各年度の役員報酬の総額（上限）について、評議員は80万円、理事は80万円、監事は60万円とする。

## (業務報酬の額)

第6条 理事長が、理事会及び評議員会出席以外の日に、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬を支給することができる。

- 2 理事及び評議員が、会議出席以外の日に、理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬を支給することができる。
- 3 業務報酬は、業務実施の都度支給するものとする。ただし、交通費は支給しない。

## (旅費)

第7条 役員等が、法人及び施設の運営業務のため、出張するときは、別表3により旅費等を支給する。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

3 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第8条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、原則としてこの規程に基づく役員報酬は支給しない。ただし、法人が支給を要すると認めた場合については、この限りではない。

(退任慰労金)

第9条 役員等に対する退任慰労金(餞別)は、別表4により支給するものとする。

2 在任期間の計算が、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月がある場合、6ヵ月以上は切り上げ、6ヵ月未満は切り捨てるものとする。

(慶弔)

第10条 役員等が福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣及び知事に功勞表彰又は国の叙勲、褒章及び理事長が指定した褒章を受けたときは、別表5に定める祝い金を支給する。

2 役員等が傷病により入院が継続して10日以上に及んだときは、別表5に定める傷病見舞金を支給する。

3 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて、別表5に定める災害見舞金を支給する。

4 役員等が死亡したときは、別表6に定める弔慰金等を遺族に支給する。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、法人の評議員会の議決を得なければならない。

(施行期日)

この規程は、平成29年6月17日より施行する。

附 則

平成30年3月27日一部改正(支給の手段について規定)

(各年度の報酬等の総額(上限)を追加)

令和2年2月29日一部改定(監事報酬の総額を改定)

令和4年11月17日一部改定

別表1 会議出席報酬(日額)

会議の名称等	報酬額	備考
評議員会	8,150円	
理事会	5,340円	
評議員選任・解任委員会		
苦情解決第三者委員会		
研修出席報酬		
監事監査業務報酬	12,640円	半日の場合 5,340円

別表2 業務報酬(日額)

名称	報酬額	備考
理事長業務報酬	5,340円	
役員等業務報酬		

別表3 旅費

交通費	宿泊費(1泊)	日当(日額)	その他	備考
実費	20,000円 以内	3,000円	実費	交通費について、自家用車を利用の場合は1kmにつき30円の往復分を支払う。

別表4 退任慰労金(餞別)

在任期間	餞別金額	在任期間	餞別金額
1ヵ月～6ヵ月未満	5,000円	2年6ヶ月～3年6ヶ月未満	20,000円
6ヶ月～1年6ヶ月未満	10,000円	3年6ヶ月～4年6ヶ月未満	25,000円
1年6ヶ月～2年6ヶ月未満	15,000円	4年6ヶ月以上	30,000円

\*令和5年4月1日以降に選任された役員等(再任者を除く)には適用しない。

別表5 祝い金、見舞金

慶事等区分	支給基準	金額	備考
1 受章祝金	ア 岩手県知事、厚生労働大臣表彰	20,000円	
	イ 国の表彰制度による褒章受章		
	ウ 理事長が指定した褒章		
2 傷病見舞金	10日以上入院した場合	10,000円	
3 災害見舞金	被害の程度により支給	理事会で決定	

別表6 弔慰金

区分	支給対象者	金額	備考
弔慰金	ア 理事長	30,000円	弔電、生花
	イ 理事、監事、評議員	20,000円	
	ウ その他理事長が認めた者	10,000円	弔電